



人とともに 地域とともに  
国立大学法人  
島根大学

# 平成 28 年度 島根大学障がい学生支援室年報

第 1 号

Office for Students With Disabilities  
IN SHIMANE UNIVERSITY

島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室

本誌では、「障害」という表記については、「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記にすることを原則とし、法令の名称やこれらに規定されている用語については、従来どおり漢字表記としている。

# 発刊のご挨拶

島根大学教育・学生支援機構

障がい学生支援室長（教育学部教授） 境 英 俊

本学では、平成25年4月に教育・学生支援機構学生支援センターを設置し、その中の「個別支援部門」において、障がいのある学生に対して入学前から修学に至る各種支援を行ってきました。

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、法的義務として障害者への不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が禁止されています。本学でも「島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」、「国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則」、「国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」等を制定し、平成28年4月1日に「障がい学生支援室」（以下「支援室」という。）を設置いたしました。

支援室のスタッフは、室長（兼任）、専任教員、医師（保健管理センター教員）、カウンセラー（保健管理センター）、コーディネーター及び事務職員（非常勤）2名です。主な活動としては、学生相談、指導教員・授業担当教員との連携、修学支援申請に関する諸手続、学生サポーターの養成、入試受験相談等があり、日々業務に追われている状況です。

平成29年4月には、重度の障がいのある車椅子使用の学生さんが3名入学されました。3名の方の受験、入学については、かなり早い段階からご本人、保護者、高等学校の教員及び受験希望学部の教職員を交え検討を行ってまいりました。施設の改修等は必要になりましたが、現在のところ授業上の配慮等も大きな問題もなく進んでおり、今後は学生さん自身が目標に向かって学業に励まれることを期待しています。

支援室が設置され1年以上がたちました。ここで、昨年1年の活動をふり返るとともに今後の支援室をさらに充実した組織とするために、年報を作成し、多くの方からご意見を頂戴したいと存じます。障がい者への支援だけではなく、ユニバーサルデザインの考えのもと、すべての人にやさしい大学であることを目指してまいり所存であります。どうぞご高覧いただきますようお願い申し上げます。

平成29年10月

# 目 次

## 序 文

1. 島根大学における障がい学生支援の概要	1
(1) 基本方針	1
(2) 平成28年度計画	2
(3) 障がい学生支援室の設置経緯	2
(4) 構成	3
2. 支援体制等	4
(1) 支援体制	4
(2) 支援処理フロー	5
3. 障がいのある学生の在籍状況	6
(1) 平成28年度障がい別在籍状況	6
(2) 障がい学生の在籍者数の推移	6
(3) 支援障がい学生の推移	7
(4) 障がい別支援内容	7
4. 障がい学生支援室の活動状況	8
(1) 活動内容	8
(2) 利用状況	10
(3) ランチミーティングの開催	11
5. 支援・相談の流れと相談実績	12
(1) 支援・相談の流れ	12
(2) 修学相談	13
(3) 入試相談	14
6. 学生サポーターの活動と養成	15
7. 教育活動	17
8. 進路・就職支援	19
9. 理解促進・啓発活動	20
(1) ニュースレターの発行	20
(2) 学生生活案内への掲載	20
(3) SD・FD研修会等の実施	21
10. 広報活動等	26
11. 他機関等との連携	27
(1) 就職支援機関との連携	27
(2) 島根県・松江市社会福祉協議会との連携	27
(3) 島根県教育委員会及び島根県立特別支援学校との連携	28
(4) 国立大学法人広島大学「アクセシビリティセンター」との連携	29
(5) 島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」との連携	29
12. 平成28年度会議等開催状況	30
13. 平成28年度主な活動歴	31
14. 支援機器等一覧	32
15. バリアフリーマップ	33

## 参考資料

1. 島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針	36
2. 国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則	37
3. 国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項	40
4. 島根大学障がい学生修学支援委員会要項	45
5. 島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室規則	47
6. 総務省中国四国管区行政評価局「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」	49

# 1.

# 島根大学における障がい学生支援の概要

## (1) 基本方針

島根大学では、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、その能力と特性を持つ障がいのある学生（以下「障がいのある学生」という。）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うこととし、基本方針（平成28年6月22日制定）（参考資料36頁参照）を定めた。

### ①機会の確保

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

### ②情報公開

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

### ③決定過程

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、障がい学生支援室と関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

### ④教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

### ⑤支援体制

障がい学生支援室が関係部局と連携しながら全学的な支援体制のもとに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

### ⑥環境整備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

### ⑦実施体制

学生の修学に関わるすべての組織は、障がい学生支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。

## (2) 平成28年度計画

障がい学生支援室関係の平成28年度計画は、以下のとおりである。  
(関係部分のみ抜粋)

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

FD・SD研修等を通じて学生支援センター、保健管理センター及び各学部間の連携体制を強化するとともに、平成28年度に「障がい学生支援室」の設置などにより障がいのある学生を含めた多様な学生に対する相談体制を整備し、修学を支援する。

- ①多様な学生へ合理的配慮を提供するために「障がい学生支援室」を設置し、掲示・メール等により学生・教職員へ周知するとともに、障がい学生支援に関する情報をHPで公開する。

(以下、省略)

## (3) 障がい学生支援室の設置経緯

島根大学における障がいのある学生に対する支援は、「島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項（平成22年9月15日学長決裁）」により全学的な体制が整備された。具体的支援の検討は、「コアグループ会議」において実施した。

平成25年4月1日、島根大学教育・学生支援機構の設立に伴い、学生支援センターが設置された。この学生支援センターには、学生生活支援部門、学生生活支援部門及び個別支援部門が置かれ、障がいのある学生への修学支援は、個別支援部門が担当することとなった。同部門長として平成25年7月に、専任教員が配置され、障がいのある学生の修学支援体制が整備された。

平成28年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行により、国公立大学等では障がい者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が法的義務となり、組織的強化が必要となった。このため、教育・学生支援機構学生支援センターの個別支援部門が廃止され、教育・学生支援機構に「障がい学生支援室」が設置された。



平成28年4月1日看板上掲式の様子  
(左から境室長、荒瀬機構長、服部学長、松浦理事)

#### (4) 構成

室長	境 英俊 (兼任 教育学部教授)
教授 (専任)	野崎 明彦
コーディネーター (兼任)	若槻 宏二
教授 (兼任・医師)	荒川 長巳
カウンセラー (兼任)	執行 三佳
事務スタッフ	内藤 久美子
	山口 智美 (平成28年12月まで)
	勝部 佳子 (平成29年 1月から)

#### 事務担当

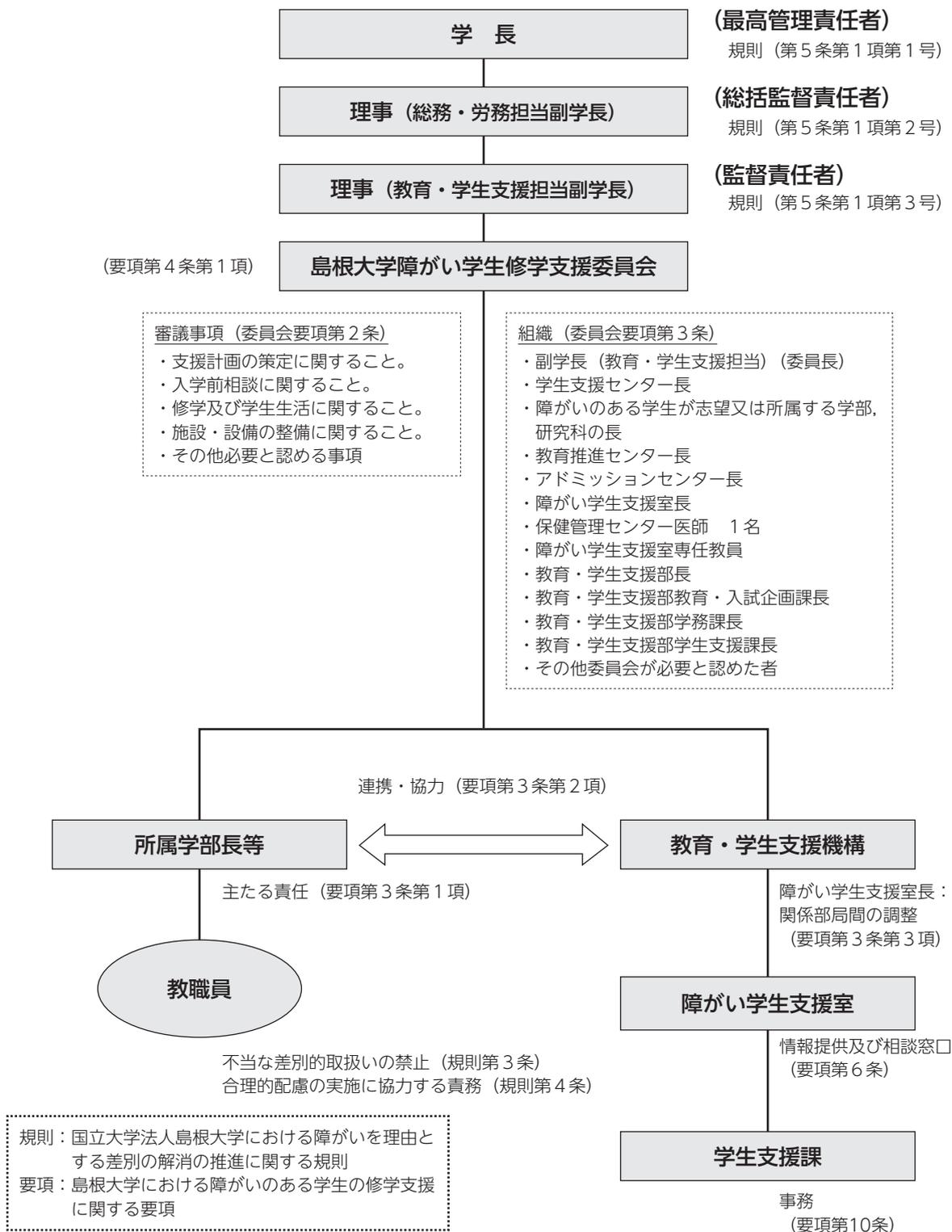
学生支援課長	山崎 文子
学生生活・個別支援グループリーダー	
	寺脇 玲子

# 2.

## 支援体制等

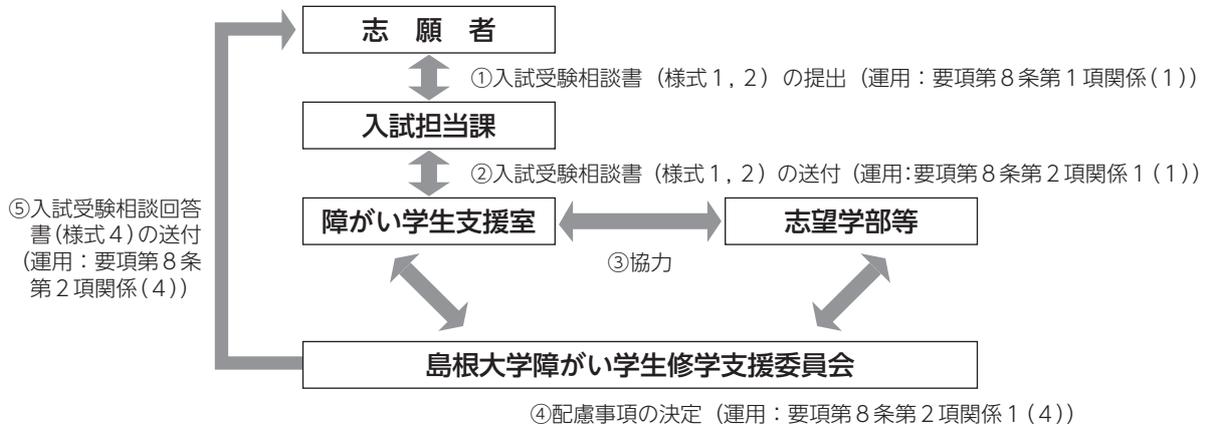
### (1) 支援体制

#### 島根大学における障がいのある学生への支援体制

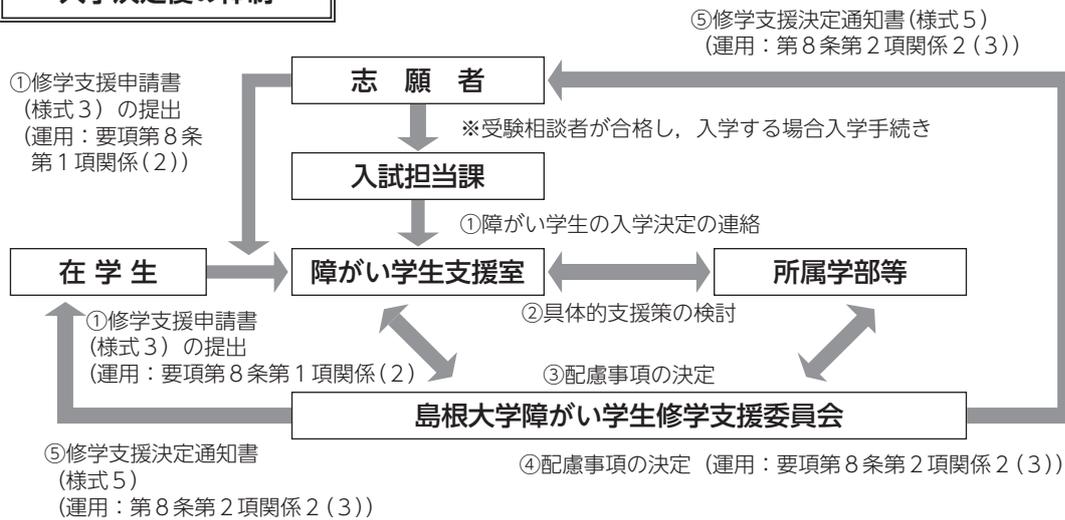


## (2) 支援処理フロー

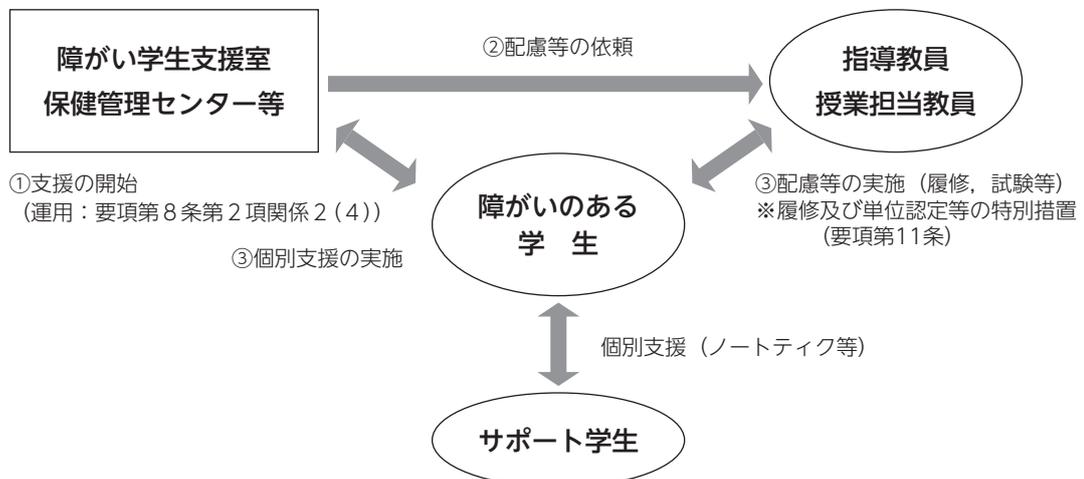
### 入試相談に対する体制



### 入学決定後の体制



### 支援の実施



### 3.

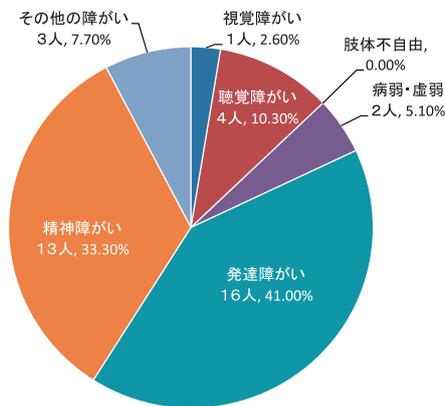
## 障がいのある学生の在籍状況

障がいのある学生の在籍状況は、日本学生支援機構による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の報告資料をもとに作成した。この調査は、毎年5月1日現在で実施されており、各年度末でのデータではない。

本稿では、平成28年度までは各年5月1日現在の数値とし、平成29年3月末現在の数値も参考として記載した。

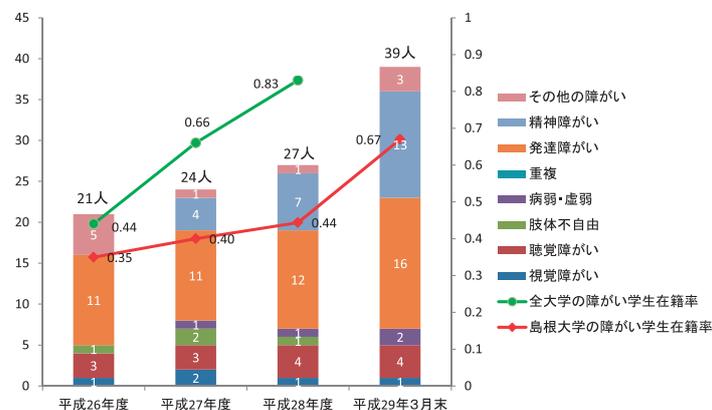
### (1) 平成28年度障がい別在籍状況（平成29年3月末現在）

平成29年3月末現在の障がい別の在籍者は、以下のとおりである。障がいのある学生の総数は39名であり、発達障がいと精神障がいで全体の74.4%を占めている。



### (2) 障がい学生の在籍者数の推移

平成26年度から平成28年度までの障がい別在籍者数の推移は、以下のとおりである。全国の障がい学生在籍率と島根大学の障がい学生在籍率を比較すると、全国では、約2倍（0.44→0.83）に増加しているが、島根大学でもほぼ同様の増加率（0.35→0.67）となっている。



※1 障がい学生在籍率＝障がいのある学生数÷学生数×100(%)

※2 精神障がいは、平成27年度よりカテゴリーとして独立したもので、平成26年度までは「その他」に含む。

参考文献：障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構)



## 4.

# 障がい学生支援室の活動状況

障がい学生支援室では、障がいのある学生や修学等に支援を要する学生に対して、次のような支援活動を行っている。

### (1) 活動内容

#### ①学生相談

教育相談の専任教員による面談、窓口による日常支援業務、メール相談、電話相談、保護者相談等

#### ②指導担当教員・教科担当教員との連携

教育相談の専任教員による相談、具体的支援依頼、関係教員とのケース会の開催等

#### ③修学支援申請に係る手続き業務

支援の申請を受け、関係学部関係者との打ち合わせ会を招集するとともに、支援原案の作成

#### ④修学支援の実施に関する事前協議の開催

障がい学生修学支援委員会委員、関係学部教職員、指導担当教員等と日程調整を行い、関係者による会議を開催し、修学支援の内容を決定する。

#### ⑤修学支援委員会による支援開始の決定

事前協議により完成した原案により、障がい学生修学支援委員会の決裁を得る。その後、本人に対し支援決定通知を発行する。

#### ⑥修学支援ファイル（個人記録）の作成・更新

修学支援の開始を受け、その後の一連の支援活動を個別ファイルに記録するとともに、随時更新している。

#### ⑦授業等に関する具体的支援方法等の立案と関係教員への支援依頼の送付

修学支援が決定し、授業配慮や支援配慮等を希望する学生に対し、具体的支援案を示し承諾を得た後、関係学部と連携し、授業配慮依頼文を作成、教科担当教員等に配付する。以後、各学期ごと、履修教科に対し依頼文を通知する。

なお、支援の開始時や、学期開始時のタイムロス（履修登録完成 → 決裁 → 通知）を防ぐため、配慮の事前依頼文書（仮：室長決裁）を作成し、配付している。

#### ⑧定期試験等における担当教員への配慮依頼

支援学生と協議のうえ、試験上の配慮が必要な場合、各教科担当と協議し、具体的配慮方法を決定した後、依頼文を配付している。

#### ⑨各学部の修学支援担当者や、指導担当教員、学内機関との連携支援のための事務的連絡調整

各学部の修学関係者とは、支援原案の作成や、支援状況等の報告等のため協議を行っている。

また、各学部等の授業における実際の支援について、その補助（サポーターの派遣・機器の準備等）や相談に応じている。

⑩外部機関と連携した進路相談・指導（詳細は27頁参照）

⑪学生サポーターの育成（詳細は15頁参照）

⑫学内FD・SD研修会への講師派遣（詳細は21頁参照）

⑬県内関連機関の委員、研修会講師等への専門家の派遣

障がい者の就労関連機関の主催する委員会等への委員の派遣、県教育委員会関係や県社会福祉協議会等が開催する各種研修会や講習会等へ専任教員等の専門家を派遣している。

⑭入試受験相談に対する回答原案づくりと打ち合わせ会の開催

本学の入試において、毎年10件程度の支援配慮に関する事前相談に対応し、原案の作成や打ち合わせ会議の調整、支援決定通知の発送等の業務を行っている。

⑮学校見学、体験入学、オープンキャンパス等における障がいのある生徒の受入対応

障がいのある生徒の学校見学や体験入学に対応し、支援計画の作成、参加者（校）との調整、実際の支援等にあたっている。

また、オープンキャンパスにおいても同様の業務と、相談窓口の設置などを行っている。

⑯障がい学生支援に関連する学内規則等の整備や理解・啓発業務

障がい学生の支援に関する制度の構築、学内規則・要項等の作成を行っている。平成28年度には、障害者差別解消法の施行を受け、大学としての基本方針を新たに示すとともに、学内規則・留意事項を定め、円滑な移行に努めている。

⑰障がい学生支援室の広報（ニュースレターの発行）（詳細は22頁参照）

⑱交流活動（ランチミーティング）（詳細は11頁参照）

⑲障がい学生支援室の利用

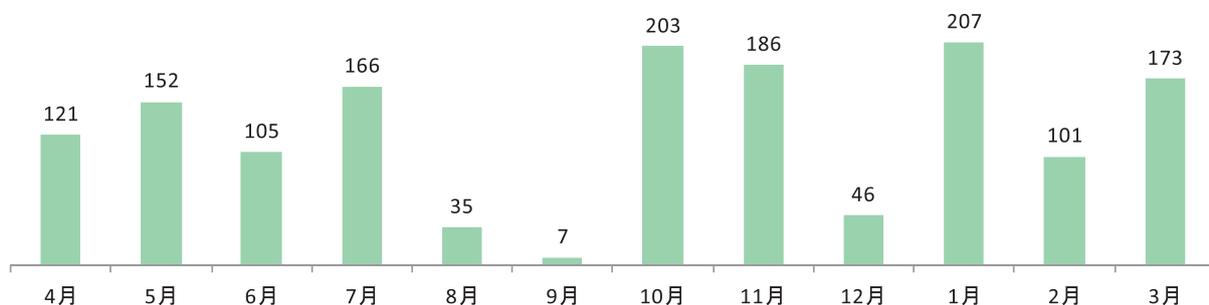
障がい学生支援室は、障がいのある学生や学生サポーター等の打ち合わせや休憩室に使用されたり、福祉系サークルの打ち合わせ、各種講習会の会場、学校見学等の会場等多目的に使用されている。

## (2) 利用状況

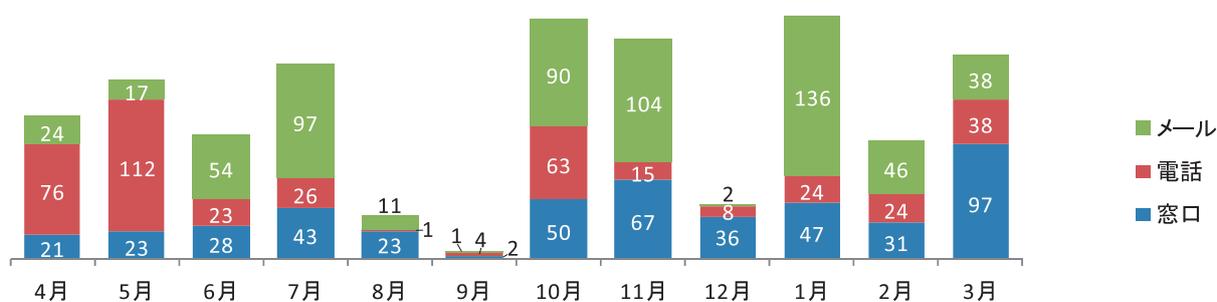
平成28年度の障がい学生支援室の利用状況は、次のとおりとなっている。

月別	支援学生				学生サポーター				その他の学生				学生合計	教職員				保護者				外部利用者等				その他合計	合計
	窓口	電話	メール	小計	窓口	電話	メール	小計	窓口	電話	メール	小計		窓口	電話	メール	小計	窓口	電話	メール	小計	窓口	電話	メール	小計		
4月	19	6	7	32	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	70	17	87	2	0	0	2	0	0	0	89	121	
5月	10	11	2	23	5	2	0	7	0	0	0	0	30	8	96	15	119	0	3	0	3	0	0	0	122	152	
6月	21	2	41	64	3	5	4	12	0	0	0	0	76	4	16	9	29	0	0	0	0	0	0	0	29	105	
7月	16	0	11	27	18	0	8	26	0	0	0	0	53	7	26	72	105	0	0	6	6	2	0	0	2	113	166
8月	5	0	2	7	10	0	6	16	0	0	0	0	23	6	1	3	10	0	0	0	0	2	0	0	2	12	35
9月	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	4	7
10月	35	3	14	52	4	0	55	59	2	0	0	2	113	5	38	21	64	1	12	0	13	3	10	0	13	90	203
11月	24	0	43	67	12	1	53	66	8	0	0	8	141	4	9	4	17	3	1	0	4	16	4	4	24	45	186
12月	14	0	2	16	8	0	0	8	4	0	0	4	28	1	4	0	5	1	0	0	1	8	4	0	12	18	46
1月	20	0	2	22	0	0	0	0	7	0	0	7	29	7	24	123	154	1	0	0	1	12	0	11	23	178	207
2月	8	1	0	9	2	0	0	2	3	1	0	4	15	14	18	46	78	2	0	0	2	2	4	0	6	86	101
3月	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	82	35	34	151	2	0	2	4	11	3	2	16	171	173
合計	175	25	124	324	62	8	126	196	24	1	0	25	545	138	339	344	821	12	16	8	36	57	25	18	100	957	1,502

ア 月別利用件数



イ 月別利用件数 (相談方法別)



### (3) ランチミーティングの開催

障がいのある学生がサポーター・教職員と一緒に、昼食を共にすることでコミュニケーションを図るために企画・実施されている。

開催日	開催時間	参加者数	備考
平成28年5月25日(水)	12:00~13:00	障がい学生 4名 サポーター等 7名	
平成28年6月22日(水)	12:00~13:00	障がい学生 2名 サポーター等 4名	
平成28年7月20日(水)	12:00~13:00	障がい学生を含む学生 4名 サポーター等 4名	
平成28年10月19日(水)	11:45~13:00	障がい学生を含む学生 9名、 教員 1名 サポーター等 3名	
平成28年11月9日(水)	11:45~13:00	障がい学生を含む学生 11名 サポーター等 4名	
平成28年12月14日(水)	11:45~13:00	学生 1名 教職員 3名	
平成29年1月18日(水)	11:45~13:00	障がい学生を含む学生 6名 教職員 4名	

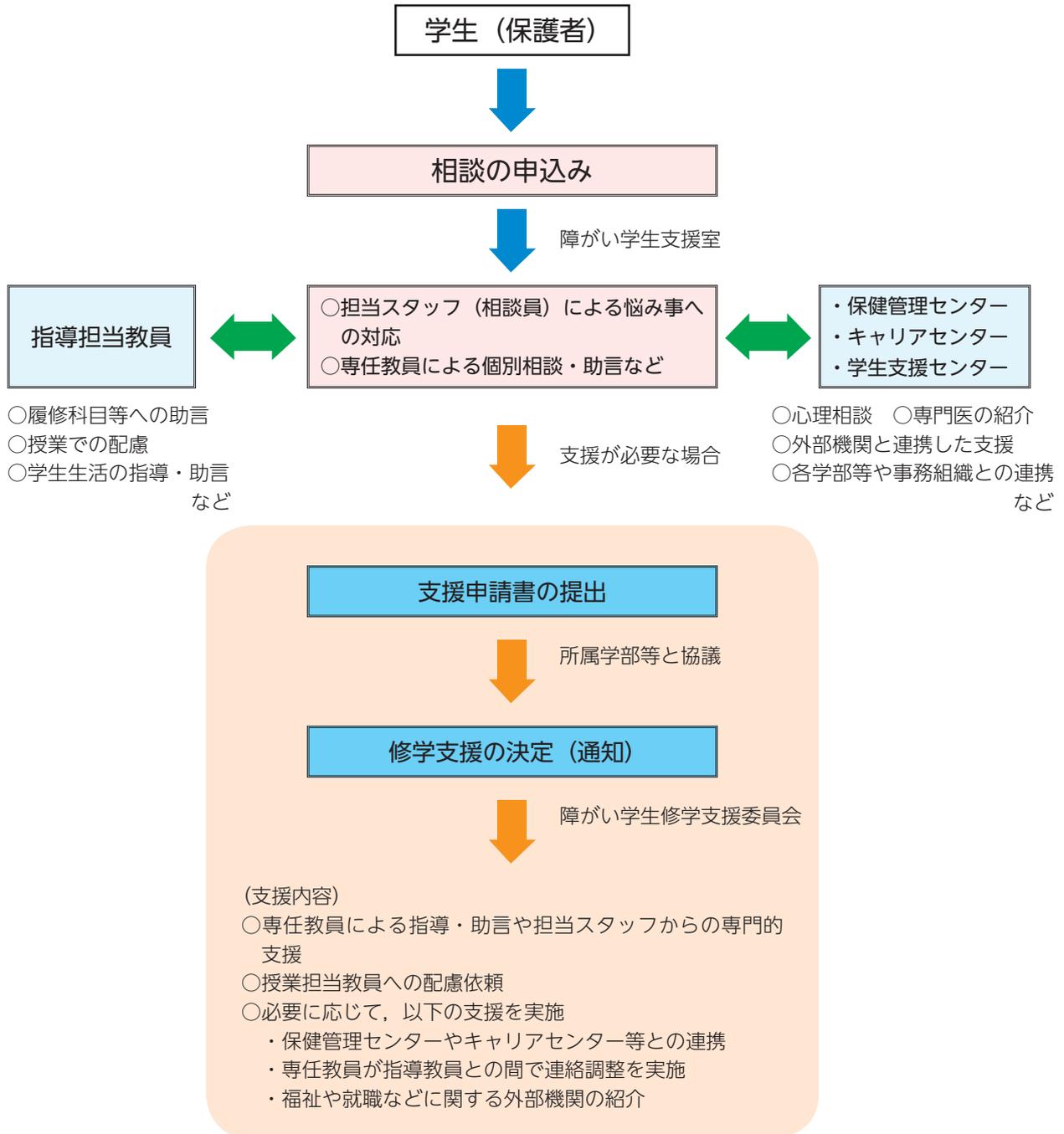
**ランチミーティングのお知らせ**  
**10月19日(水)11:45~**  
 会場:総合理工学部2号館1階障がい学生支援室  
メインストリートから[WELCOME!]が見える部屋♪  
 色々な仲間と一緒に楽しくお昼ご飯を食べませんか?  
**ランチと飲み物を持って来て下さい!**  
 興味のある方はお気軽に問い合わせください  
 皆さんの参加をお待ちしています  
**TEL:0852-32-9770 (平日9:00~17:00)**  
**メール:ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp**  
**障がい学生支援室**

# 5.

## 支援・相談の流れと相談実績

### (1) 支援・相談の流れ

障がいのある学生及び何らかの課題を有する学生、その保護者等からの相談については、次のような流れで対応している。(入学前からの相談体制は、5頁参照)



## (2) 修学相談

### ア 学生・保護者との個別面談の実績

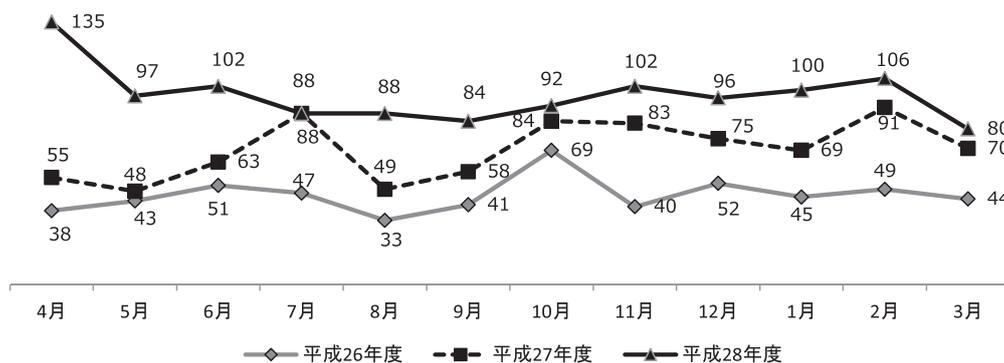
平成28年4月1日、障がい学生支援室の設置に先駆け、平成25年7月1日から相談担当の専任教員を配置し、本学の組織的な障がい学生支援が開始され、総相談回数は、平成28年度末で2,691回（平成28年度1,170回）となっている。平成25年度については、7月以降のデータを記載したが、グラフについては比較対象となる平成26年度以降について作成している。（以下、本稿において同じ）

#### ①年度別相談回数

単位：回

	相 談	左記の内訳		
		保護者	電 話	メール
平成26年度	552	40	56	17
平成27年度	833	109	184	55
平成28年度	1,170	205	375	154

#### ②過去3年間の月別相談回数の推移



#### ③キャンパス別の個別相談回数（平成28年度）

松江キャンパス 1,034回  
出雲キャンパス 136回

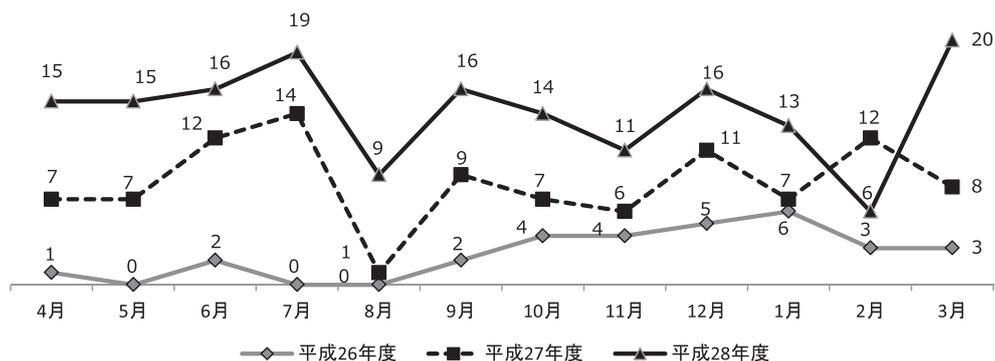
### イ 指導教員等との相談の実績

指導教員及び授業担当教員等との相談や助言等の件数は、以下のとおりである。

#### ①年度別相談回数

・平成25年度（7～3月） 13回  
・平成26年度 30回  
・平成27年度 101回  
・平成28年度 170回  
総 計 314回

## ②指導教員等との面談回数の推移



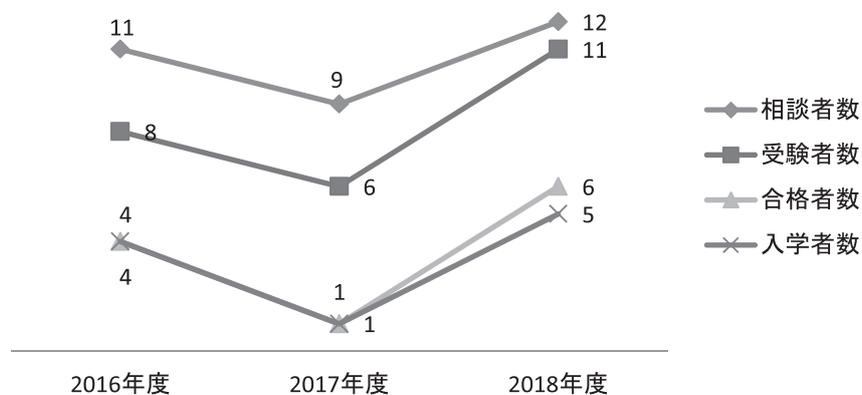
## ③キャンパス別の教職員相談回数（平成28年度）

松江キャンパス 126回  
出雲キャンパス 44回

## (3) 入試相談

過去3年間における障がい有者からの相談者数、受験者数、合格者数、入学者数は、いずれも増加傾向にある。

### 障がいのある者の受験者数・入学者数



## 6. 学生サポーターの活動と養成

本学では、障がいのある学生の修学上の課題をサポートするため、学生サポーターを募集・養成している。制度及び活動の概要や、養成講座の実施、講習会の内容、養成実績等は次のとおりである。

### (1) 概要

障がい学生支援室では、障がいのある学生の修学を支援することを目的として、サポートを希望する学生を募集し、学生サポーターとして登録している。

サポーターの養成や、専門性の向上としては、希望者が履修できる教養育成科目（社会人力養成科目）「ボランティアと障がい者支援」（18頁参照）の開講や内容別の講習会等（教職員も参加可能）を企画・開催している。

サポーターの配置については、支援室が障がいのある学生の要望を受け、時間的要素や、経験、研修歴等を考慮して、サポート学生との間で調整を行い、決定している。報酬については、サポートする内容・状況により、ボランティアや一部有償としている。

サポーターの活動は、これまでに実施されたサポートとしては、ニーズがまだ少ないため、活動実績としてはあまり多くないが、ノート（PC）テイク、学内の移動補助、教室環境のセッティング、履修上の相談などがある。

### (2) 養成

#### ①講座の開講

平成27年度より、学生サポーターの養成も兼ね、前期講座として教養育成科目（社会人力養成科目）「ボランティアと障がい者支援」（2単位）を開講し、ボランティアに関する基礎知識や、障がい者支援における心構え、各種障がい種別の基本的支援方法（実践）などについて講習している。

この科目を習得した学生については、本人の同意を得たうえで基本的に学内の学生サポーターとして登録し、障がい学生の支援等に協力してもらっている。また、後出の講習会や、ランチミーティングなどの支援室の企画する活動等の案内も送られることになっている。

平成29年度の後期からは、さらに専門性を向上させるための上級講座として、「障がい者支援の実際」（2単位）を開講する予定である。

#### ②講習会の開催

支援登録された障がい学生のニーズ等に合わせ、更に専門の知識や技能を習得してもらうことを目的に開講している。

なお、平成27年度以降に開催された講習会は、次のとおりである。



# 7.

## 教育活動

障がい学生支援室では、障がい（者）への理解や、配慮（支援）技術などを、広く学内に普及させるため、次のような教育活動を行っている。

### （1）授業科目「ボランティアと障がい者支援」

平成27年度より、前期に教養育成科目（社会人力養成）「ボランティアと障がい者支援」を開講している。

「ボランティアと障がい者支援」では、ボランティアの基礎知識や心構え、松江市ボランティアセンターの見学や実習（車いす介助）、主たる各障がいにおける教育の現状や支援の基礎知識について、ゲストスピーカーを交えながら基礎応用の内容を中心に講義している。

また、この講義の受講修了学生については、障がい学生支援の学生サポーターとしても登録され、その後、学内の様々な場面で活躍している。

この講義の中では、各人がそれまで抱いていたボランティア観や障がい者観の変容も目的としていて、そうした内容について、学生による授業評価においても高い評価（調査全項目で平均値以上）を得ている。

受講学生数は、平成27年度18名、平成28年度19名であった。

### （2）授業科目「障がい者支援の実際」（平成29年度）

平成29年度後期には、（1）「ボランティアと障がい者支援」の受講修了者を対象として、より専門的な内容を追求する「障がい者支援の実際」も開講する予定である。

教養育成科目「ボランティアと障がい者支援」

科目分類	授業科目	単位数	2
時間割コード	HCA1601	履修年次	1・2年
授業科目・題目	ボランティアと障がい者支援	開講学期	前期
授業科目・題目(英語)	Understanding of the volunteer & the person with a disability support	曜日・時間	木1限(3限)
科目コード	HCA1600	選択/必修	選択
担当教員	野崎 明彦	定員	50名

主担当教員一覧

授業形態	講義・実習
授業の目的	鳥取県社会福祉協議会と鳥取大学が連携して、ボランティアと障がい者支援の基礎知識やその実践について学ぶ機会を設けることにより、学生自身の自己成長を促すこと、学生が地域社会とつながりながら成長していけるまち(高校)づくりをめざす。
科目の達成目標 (達成度)	(1)ボランティアの歴史や役割を知る、実践できる。(知識・技能) (2)地域社会の一員として、自分し何ができるかを400ことができる。(態度(社会参加意識)) (3)障がい(者)と正しく理解し、実際に支援ができる。(知識・技能) (4)障がい(者)とつながりながら、共生社会を築き上げることができる。(態度(社会参加意識)) (5)地域社会に貢献する姿勢を培う。(態度)
授業の内容 および方法	授業は、全体説明と実践解説(4コマ)、ボランティアについての学習(6コマ)、障がい者支援についての学習(8コマ)のレポートで構成されています。 各回の授業内容(※期末試験は16回目) 1. 4月 7日(金)イントロダクション 野崎 2. 4月 14日(金)社会福祉協議会 加川 民生(法文)・野崎 3. 4月 21日(金)ボランティアを学ぶ前に 野崎 4. 4月 28日(金)ボランティアの歴史 野崎 5. 5月 5日(金)ボランティアを教える 野崎 6. 5月 12日(金)社会(地域)の課題を教える 野崎 7. 5月 19日(金)自分たちができることを教える 野崎 8. 5月 26日(金)大学9時-10時 大学11時-12時 ボランティアセンターの実践(体験実習) 市川 社会(野崎)・野崎 9. 6月 9日(土)2日の間 本学の障がい者支援 野崎 10. 6月 16日(土)障がい者の理解と支援の実践 加川 民生(法文)・野崎 11. 6月 23日(土)障がい者の理解と支援の実践 加川 民生(法文)・野崎 12. 6月 30日(土)肢体不自由障がい者の理解と支援の実践 加川 民生(法文)・野崎 13. 7月 7日(土)知的障がい者の理解と支援の実践 加川 民生(法文)・野崎 14. 7月 14日(土)発達障がい者の理解と支援の実践 加川 民生(法文)・野崎 15. 7月 21日(土)全体説明をおこなっている人を知ろうのか 野崎 16. 8月 4日(金)社会福祉協議会へのリポート作成 野崎
授業の進め方	授業は講義に加え、グループによる意見交換、ゲストスピーカーによる講話、実践実習、体験実習等の内容が組み込まれています。また、ボランティア実習部分と障がい者支援部分のそれぞれについてレポートを提出してもらい、振り返り学習を促します。加えて、最後に全体感想レポートも提出してもらいます。
授業キーワード	ボランティア、障がい者支援、地域社会貢献
テキスト	基本的に、授業レジュメ、関連資料等を配布します。
参考文献	特になし。
その他授業資料等	必要があれば、授業時間中に適宜提示します。
成績評価の方法 およびその基準	前半レポート(個人評価)25点 後半レポート(個人評価)25点 最終レポート(全体感想)(個人評価)30点
履修上の指導	授業が、講義に加えグループ活動や実践実習など、学生参加型授業となっている関係で、特別理由がある場合を除き、3回以上の欠席の場合は、1科目の対象外となります。 ①、ボランティアセンターの実践については、学外においての実務となる予定のため、「学生教育研究災害損害保険」及び「学生教育研究災害損害責任保険」(両当事業支援センター学生支援部)または「学生総合共済」及び「学生総合責任保険」(両当事業)に加入していることが必要です。なお、この日の授業時間調整等は、授業内で確認し、連絡します。
オフィスアワー	授業時間中の休講日、授業終了後の16:00~17:15の間、学生支援センター2階の「学生支援センター教員室」を訪ねてください。なお、社会福祉協議会への質問等も可能です。
その他	本科目は、従来の専門授業へ向けた、社会福祉や障がい者理解への入門的科目であるため、履修資格は基本的に1・2年生を対象としています。また、演習やグループ活動等が盛んであるため受講生員の上限を50名程度としており、希望者多数の場合は、受講となる可能性があります。講義では、一部でワールドカフェ方式やKJ法による意見交換、動画等による実践実習等を通じて導入し、学生参加型授業を行います。また、授業を履修した自己の成長や変化をのぞく、内省的に取り組むことのできる機会を多く確保します。この授業は、地域の理解と築くベースとなる科目です。

担当教員一覧

教員	所属
野崎 明彦	学生支援センター

## 8. 進路・就職支援

障がいのある学生への進路・就職支援については、以下のとおりである。

### (1) 個別面談やキャリアセンター等を通じた就職支援

修学支援を実施している障がい学生の進路・就職支援については、大きく3つのパターンに分類される。

#### ① 授業等への対応に関する修学支援は実施しているものの、就職や進路の決定に関しては、学内のキャリアセンターなどを利用して、自力で決定まで至ることのできるケース

(具体的対応)

個別面談を通じ、本学のキャリアセンターが実施する「キャリア・就職ガイダンス」の受講をはじめとする、様々な進路就職支援や、外部の支援団体等を紹介したり、利用を促すことによって、自力で就職活動を行うことや、進路決定にまで至ることができる場合については、障がい学生支援室の具体的支援として個別面談を通じた、進行・状況確認と、各段階への道筋を示すだけの内容にとどまっている。

#### ② 面談等を通じた、個別の進路・就職指導が必要なケース

(具体的対応)

本人の障がい特性を考慮して、必要があれば、障がい者手帳の取得を勧めたり、外部の障がい者就労支援機関を紹介するといった支援を行っている。

また、キャリアセンターと連携して、インターンシップ先の開拓・確保を行うなどの対応もしている。 <詳細については、27頁参照>

#### ③ 卒業・修了までに至るのに精一杯で、就職・進路の相談まで行う余裕がないケースや途中で退学等の方向転換を余儀なくされるケース

(具体的対応)

卒業後や退学後の就職活動に備え、地元の障害者職業センターやハローワーク、発達障がい者支援センター、民間の職業斡旋会社などを紹介している。

また、卒業もしくは就職後、退学後についても、継続して相談を希望する学生に対しては、引き続き、後指導として継続した相談を受け付けている。

### (2) 平成28年度卒業生・修了生の進路状況

平成28年度、本学に申請登録をして、支援等を受けていた卒業学生（5名）の進路状況は次のとおりである。

- ・学部卒5名 民間企業3名（正規雇用1名・障がい者枠1名・臨時雇用1名）  
地方公務員（正規雇用）1名  
未定1名（地元の就労支援組織へ引継）

## 9. 理解促進・啓発活動

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が平成28年4月1日から施行され、これを受けて本学でも「国立大学法人島根大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大規則第83号）」を制定、施行した。

本学では、研修・啓発の一環として、e-ラーニングにより全教職員へ周知しました。

### （1）ニュースレターの発行

平成28年4月、「障がい学生支援室」の設置とともに、学内での障がい者への理解・促進を図るため、ニュースレターを6回発行した。（22頁参照）

### （2）学生生活案内への掲載

平成28年度入学生に配付した「学生生活案内2016」に「障がい学生支援室」の利用等に関する情報を掲載した。

### 7 障がい学生支援室

**障がい学生支援室とは**

障がい学生支援室は、障がいのある学生のみならずの修学や進路、学生生活などに関する個々への相談や支援を行っています。また、サポートスタッフ（学生その他）の研修会の開催、補修機器の貸し出しや紹介、外部支援機関との連携なども行っています。適切な相談には、診断書や障がい者手帳等は必要ありませんので、悩みを相談できる場所が分からない方、もしかして一と思われる方、保護者の方も、気軽に訪ねてください。

支援室の交流スペースには、障がいや悩みのある学生のみならず、サポートスタッフ（学生その他）との交流の場も設けていますので、相談は外の方々も、お気軽にご利用ください。

**支援室の場所**

総合理工学部2号館1階にあります。



**相談から支援決定までの流れ**

スタッフによる簡単なアドバイスなどももらったり、専任教員の面談・カウンセリングなどを受けることができます。

面談等の話し合いを通じて、必要と思われる方は、大学に支援申請を行い、大学全体としての継続的な支援も受けることができます。

■支援決定までの流れ

```

        graph TD
            A[相談(受付)] --> B[面談(専任教員や相談員と)]
            B --> C[面談の継続]
            C --> D[修学支援申請書の提出(審査)]
            D --> E[承認]
            E --> F[本人と話し合いのうえ、授業上の配慮、修学環境の配慮、試験上の配慮、社会的スキルの指導、進路相談など、必要な具体的な支援がはじまります。(大学としての支援が開始)]
            
```

**お問い合わせはこちらへ**

障がい学生支援室  
 ●窓口/総合理工学部2号館1階 ●時間/平日9:00～17:00  
**TEL.0852-32-9770**  
**E-mail: ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp**

### (3) SD・FD研修会等の実施

障がい学生への修学上の支援について、その必要性や、具体的対応方法、留意点などを教職員に啓発するため、次のようなSD・FD研修会等を開催もしくは開催協力し、専任教員を講師として派遣した。

なお、平成25年度から27年度までは、学生支援センター個別支援部門としての活動であり、その後、28年度からは障がい学生支援室が継承している。

また、研修内容としては、当初の平成25・26年度は、学内の障がい学生の修学支援体制の説明が主であったが、平成27年度よりは、障害者差別解消法の施行に向けた学内対応に関する解説を中心として実施している。

年 度	開催月日	研修会等名	参加者数
平成26年度	6月18日	総合理工学部 学生委員研修	8
	7月31日	医学部看護学科FD研修会	30
	9月2日	教育学生支援機構職員SD研修会	50
	9月9日		
	10月22日	法文学部FD研修会	80
平成27年度	4月8日	医学部FD研修会	40
	7月8日	総合理工学部 領域会議 個別ケース研修会	25
	7月15日	教育学部 教育実習担当者 個別ケース研修会	6
	7月24日	医学部看護学科FD研修会	28
平成28年度	6月22日	総合理工学部FD研修会	100
	10月	教員対象研修 (e-ラーニング) ※	783
	10月	職員対象研修 (e-ラーニング) ※	1,193
	11月30日	法文学部言語文化学科FD研修会	24
	3月7日	教育学部 教務・学生支援委員会FD研修会	15
	3月28日	地域未来戦略センター FD・SD研修会	10

※職員対象研修のe-ラーニング教材は、23頁参照



## 障がい学生支援室だより

2016年6月号(創刊号)

はじめまして。この春、開室しました「障がい学生支援室」です。障がいや病気等のために相談やサポートを希望される学生さんの大学生活を支援させていただくことをはじめ、学生さん、教職員の皆様に、気軽に立ち寄っていただき、一息ついていただける場、相談したいことや困っていることなどを、お話しいただける場でありたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



4月1日、学長にお書きいただいた看板がかけられました。支援室のスタートです。

大きな窓から光が注ぎ木々の緑が心地いい室内です。ゆったりお過ごしいただけます。



### < スタッフ >

室長(兼任)・専任教員(非常勤)・  
コーディネーター(非常勤)・  
医師(兼任)・カウンセラー(兼任)  
各1名  
事務職員(非常勤)2名

### < 利用案内 >

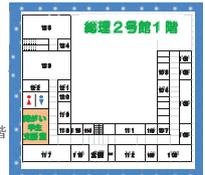
開室時間 9時~16時  
(7月から17時までになります)  
電話 32-9770 (内線2508)  
メール ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp  
場所 総理2号館1階  
旧フリースペース



こんなことで、  
困っていませんか？

- ・授業中、黒板が見えづらい、声など聞こえづらい
- ・レポートが書きづらいなど、授業や勉強で困っている
- ・緊張すると体調がすぐれず、授業中つらい
- ・人とのコミュニケーションが苦手
- ・忘れ物が多い、うっかり約束を忘れてしまう
- ・友人や相談相手ができない
- ・自分の個性に悩んでいるけれど、どこに相談したらいいの？  
など

お気軽に  
ご連絡ください  
一緒に  
考えていきましょう



【連絡先】障がい学生支援室 場所：総理2号館1階  
電話：0852-32-9770  
メール：ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp



## ひとこま

### ランチミーティングをしました♪

5月25日(水)のお昼休み、みんながお昼ごはんを持って集合！お手製おにぎりあり。お店でゲットしてきたお弁当あり。持参のお昼ごはんはいろいろです。

一緒にごはんを食べるのは、ほっこりなごむものですね。「はじめまして」の出会いも、たちまち顔見知りになり話も弾み、楽しいひとときでした。同じ大学で過ごす人と出会い、つながりが生まれる場になりそうな予感です！

人見知りでおしゃべりが苦手、人とのコミュニケーションに苦手意識をお持ちの方でも大丈夫ですよ♪心配はいりません。ごはんを食べながら、みんなのおしゃべりに耳を傾け、一緒に過ごす・・・といった参加スタイルで、ぜひ一緒に過ごしましょう。

「障がい学生支援室」という名前ではありませんが、障がいのあるなし関係なし！自由に集まって一緒にご飯を食べながら、わいわい楽しく過ごそうよ♪というゆる〜いひとときです。毎月一回、開催します。ぜひお気軽にご参加くださいね！



自印はメインストリートから「WELCOME」の窓飾りが見える部屋です♪

次回は  
6月22日(水)12時~  
障がい学生支援室にて  
Welcome♪



## ワンポイント手話 指文字



・指文字の図はすべて、相手から見た右手の絵です。(相手に向けて表現してください)

これから毎月、五十音などを指で表す「指文字」を少しずつ、ご紹介いたします。指文字を覚えたら、どんな単語も相手に伝えることができ、聴覚障がいのある方へ正確な情報を提供できます。ぜひトライしてみてくださいね。他にも口の動きや会話の前後関係から内容を推察する読話、筆談などのコミュニケーションの方法があります。それらもこれからご紹介していきます。

## ことば

自分がやりたいことをやり続ければやがて自分の得意なことが見えてくる  
ジョージ・ルーカス (映画監督)



・点字で「夢」と表現してみました

## 本の紹介



大人の発達障害の特性を活かして自分らしく生きる！実践編  
「理想を変えて未来の力を出しきろう！」  
麗女のスープ (阿川佐和子 著)  
「今日も幸せ、極上の食エッセイ」  
永遠なきがしに (原田マハ 著)  
「音楽を通して描く聴覚障がい」

支援室の本棚に Let's go!

平成28年6月1日発行 島根大学障がい学生支援室  
電話 0852-32-9770 (内線2508) メール ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp



## 平成28年度職員対象研修

**障害者差別解消法の  
理解推進について**



1

## 研修内容

1. 障がい者支援・配慮に関する本学の現状（平成28年4月1日～）
2. これまでの経緯（背景となる法整備等）
3. 障がい者差別の禁止と合理的配慮の不提供の禁止
4. 国内の大学等の対応状況
5. 本学職員として留意しなければならない事項
  - (1) 「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則」について
  - (2) 「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」について
6. 事例解説
7. まとめ

2

### 1. 障がい者支援・配慮に関する本学の現状

鳥根大学では、「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年鳥大規則第83号）」を平成28年3月22日に制定し、同年4月1日より施行しました。

また、併せて同規則に係る留意事項（平成28年3月22日学長決裁）も決定しました。

○ この規則の制定は、国による障がい者政策の大きな転換を受けたもので、国立大学法人の教職員である私たちにとって、遵守しなければならない 服務規程のひとつとして位置づけられ、服務規律違反に対しては 懲戒処分等の対象 となる可能性があります。

また、留意事項に関しては、障がいのある学生や受験生等を主な対象として、私たちが適切に対応するために留意しなければならない事項を示したものです。

○ こうした一連の動きは、国立大学のみならず、全ての国等の公的出先機関や民間の事業主等にも同様に課せられるものです。大学教職員として、内容をしっかりと理解し、障がい者の立場に対応するように心がけてください。

3

### 2. これまでの経緯（背景となる法整備等）

我が国の障がい者に関する政策は、2014年2月の「障害者の権利に関する条約」への加盟・発効を契機として大きく変化しました。

条約の発効を受け、国内法も再整備され、2016年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、その中で、障がい者差別の禁止と合理的配慮の不提供の禁止が定められました。

<改正や新たに整備された主な関連法等>

- 「発達障害者支援法」(H16.12.10)
- 「障害者権利条約」への趣旨賛同の署名(H19.9.28)
- 「障害者雇用促進法」の改正(H20)…その後、順次見直しへ
- 「障害者虐待防止法」の公布(H23.6.24)
- 「障害者基本法」の改正(H23.8.5)
- 「障害者総合支援法」の公布(H24.6.27)
- 「障害者差別解消法」公布(H25.6.26)→施行(H28.4.1)
- 「障害者権利条約」の批准(H26.1.20) 発効(H26.2.19)
  - ・批准国…世界156か国(H27.7月当時)
- 「改正障害者雇用促進法」の施行(H30)

4

### 3. 障がい者差別の禁止と合理的配慮の不提供の禁止

今回の障害者差別解消法は、

- (1) 障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- (2) 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
- (3) 国による啓発・知識の普及を図るための取組

以上の3点が目的の柱となっており、これらを実現するための処置として、障がい者への差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止 が求められています。そして、これらは国・地方公共団体においては法的義務とされており、国立大学法人及びそこに従事する教職員 においても、法的義務となります。

<今後、鳥根大学として提供しなければならない 合理的配慮とは…>

障害者権利条約においては、合理的配慮について、障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための…

- 必要かつ適当な変更及び調整であって、
- 特定の場合において必要とされるものであり、かつ
- 均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

と既定されています。 …しかし

5

…しかし、それは、大規模な見直し、他の学生との不均等、財政的な理由があれば何も提供しなくてもかまわない…という意味ではなく、本人との建設的対話のうえで、着地点を見出し、できる範囲の事を行っていくということです。

そして、障害者権利条約に加盟している156ヶ国（当時）の中でもトップレベルの経済や文化的水準を有する日本の国立大学としては、この「できる範囲」というのは、当然、世界トップレベルの水準＝「配慮の質」であることが求められてくるのです。

「障害」と「障がい」について  
本学では、「障害」ではなく「障がい」と表記しています。「害」の意味が「損なうこと。悪くすること。（広辞苑）」であることから、「障害者」が他者を害する存在であるとみなすような表記を多少なりとも緩和し、人権を尊重したいという思いからです。法律上等での名称は変更できませんが、本学で使用する規則等については「障がい」と表記することとしています。

6

#### 4. 国内の大学等の対応状況

これまで述べてきた一連の法改正等を受けて、国立大学等(高専・附属諸学校を含む)では次のような対応が取られてきました。

- ・日本学生支援機構が主催する講習会への参加
- ・全国高等教育障害学生支援協議会への参加・協議
- ・国立大学協会での雛形作成(H27.11)
- ・各大学での学内規則・対応要領の策定(H28.1~3月)

本学では、「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則(平成28年鳥根大学則第83号)」を平成28年3月22日に制定し、同年4月1日より施行しました。また、それに併せて、同規則に係る留意事項(平成28年3月22日学長決裁)も決定しました。

私立大学等に対しては、文科省がH27.11「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を示し、それに沿った運用を求めています。

7

#### 5. 本学職員として留意しなければならない事項

- (1) 「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則」について

この規則の特色としては次のような点が挙げられます。

- ・定義では、障がい者:「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者(障害者手帳の所持者に限らない)」
  - ・支援(配慮)の対象:学生(受験生を含む)だけでなく、本学の全ての活動全般に参加する者すべて
  - ・相談窓口を明確に複数示すとともに、紛争防止のための組織(別途設置する委員会)を規定
  - ・職員等に対する研修・啓発の実施を明記
- この規則の規定では、配慮義務違反に対しては懲戒処分等の対象となる可能性があります。

参照・・・「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則(平成28年鳥根大学則第83号)」<リンク先>

8

#### 5. 本学職員として留意しなければならない事項

- (1) 「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則」について

・推進体制として、学長を最高管理責任者と位置づけ、その下に総括監督責任者(学長が指名する理事)、監督責任者(部局等の長)、監督(監督責任者が指名する者)を定めるとし、個々の役割を明確にしています。

推進体制	職名	役割
最高管理責任者	学長	障がい者差別解消の推進、施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配慮、障がいのある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティ向上等について総括、リーダーシップを発揮する。
総括監督責任者	理事	職員等に対する研修・啓発の実施等。本学全体における障がい者差別解消の推進に関する必要な措置を構する。
監督責任者	部局の長	当該部局等における障がい者差別解消の推進、監督者の指名、必要な措置を講ずる。
監督者	部局等ごとに監督責任者が指名	・職員等の注意喚起、認識を深めさせる。 ・相談、苦情の申し出等に迅速に状況を確認。 ・合理的配慮の必要性を確認した場合は、適切に行うよう職員を指導。 ・問題が生じた場合は、監督責任者へ報告し、迅速かつ適切に対応。

9

#### 5. 本学職員として留意しなければならない事項

- (2) 「国立大学法人鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」について

この留意事項では次のような事項が述べられています。

- ・不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- ・正当な理由(合理的配慮の不提供の際)の判断の視点
- ・不当な差別的取扱いの具体例
- ・合理的配慮の基本的な考え方
- ・過重な負担の基本的な考え方
- ・合理的配慮の具体例

今後、鳥根大学における、障がい者(学生を含む)への差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供については、基本的にはこの留意事項に沿って運用されることとなりますのでご留意ください。

また、具体例については、記載されているものに限られるものではないことにも留意する必要があります。

参照・・・「国立大学鳥根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項(平成28年3月22日学長決裁)」

<学内「教職員向け情報1(要ID/Pass)リンク先>

10

#### 6. 事例解説

(今後の取扱いについて具体的な事例を挙げ解説します。)

- ① 入学試験において、視覚障がいのある受験生から点字による問題出題の事前協議があった。

学部・学科内で協議した結果、準備や採点等に時間や労力を要することが判明したため、合理的配慮の不提供における、過重な負担であると判断し、実施できないと回答した。

[解説]

障がい者への差別的取扱いに該当し、規則違反となります。

点字による受験を拒否することは、その受験生の受験する権利を奪うことにつながるため、合理的配慮の不提供ではなく、差別を行ったこととなります。

なお、合理的配慮は本人の申請に対しては、個別に対応することが基本のため、点字用紙の準備は入試全般に対応する必要はなく、当該受験生の分(予備等を含め数部)のみを用意すれば大丈夫です。

(作成・採点等の作業は、守秘義務を保證している公的団体もありますので、障がい学生支援室等へご相談いただければ紹介いたします。)

11

- ② 学部主催の公開講演会において、開催当日、聴覚障がいの一般参加者から手話通訳の要望があった。  
一般参加者でもあり、手話通訳を依頼する時間もなかったため、その旨を本人に伝え、何の配慮も行わないまま、講演会を開始した。

[解説]

一般参加者も障がい配慮の対象となります。本人との建設的対話を行い、何らかの違う手段を提案する必要があります。

本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてが、合理的配慮の対象となります。

今回の場合、物理的に手話通訳は準備できないまでも、代替手段として、職員によるノートテイクを行う等の代替策を提案し、本人と協議を行い、了承をもらうように努力する必要があります。

※ こうした状況が発生するのを未然に防止するためにも、今後は、開催要項や告知ポスター等へ、「障がい等への配慮が必要な方は、事前にお問い合わせください。連絡先:〇〇〇」といった記述を付け加え、事前情報の把握に努める工夫が必要となります。

12

- ③ 不安障がいの学生から、グループ協議や集団の前での発表を課す科目について、履修免除もしくは授業形式の見直しの要請があったが、必修科目であり、他の学生との不公平が生じることも考慮し、できないと回答した。

[解説]

人前での活動や話すことが難しいという社会的障壁に対して、合理的配慮の不提供となります。また、この科目が必修科目であることにより卒業が認定されない場合、障がい差別となる可能性があります。

本人が安心して出席できるよう、介助者の同行を認める、遠隔ライブやビデオ視聴(+レポート提出)による授業参加を認める等、本人との建設的対話を行い、何らかの方法を探る必要があります。

また、最終的には、個別の特別(例外的)処置として、他の学生との公平性を損なわない範囲で、柔軟な評価方法に見直すことも視野に入れておく必要があります。

なお、他の大学の事例では、個別の例外的処置として、このような科目を必修科目から除外したケースもあります。

13

7. まとめ

この研修では、これからの鳥嶺大学における障がい及び障がい者(学生を含む)への対応について学習してきました。

しかし、修学等に関して何らかの支援や配慮を必要としている人がいる場合、障がいの有無にかかわらず、そこに合理的な理由があり、支援内容も適切であると認められれば、教職員の方々が積極的に支援に関わっていくという基本姿勢こそが、これからの鳥嶺大学には必要です。

規則に定められているから...といった消極的理由ではなく、障がい者に優しい大学は、全ての学ぶ者(利用者・働く者)にとっても優しい大学であるという観点からの積極的運用を期待しています。

※ この規則等の運用に関するご質問

総務課総務・法規グループ(規則及び学外者等) 電話 0852-32-6011(内線 2111)

メール gad-somu@office.shimane-u.ac.jp

人事労務課企画・労務管理グループ(職員等) 電話 0852-32-6018(内線 2155)

メール pld-romu@office.shimane-u.ac.jp

※ 障がいに関する質問・障がい者(学生等)への具体的支援方法などに関する質問  
障がい学生支援室(総理2号館1階) 電話 0852-32-9770(内線 2508)

メール ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp

※ 障がい学生の具体的方法等に関する資料

日本学生支援機構 <教職員のための障害学生支援ガイド> <支援・配慮事例>

14

# 10. 広報活動等

## (1) 情報公開

島根大学の基本方針等や取組を積極的に公開するため、障がい学生支援室専用のホームページ (URL: <http://www.disability.shimane-u.ac.jp/>) を作成した。



## (2) 相談機会の提供

平成28年7月15日に開催された入試説明会及び8月7・8日開催されたオープンキャンパスにおいて、高校の教員や高校生、保護者から入試や修学に係る不安や悩みの相談を行い、解消に努めた。

# 11. 他機関等との連携

障がい学生支援室では、学外のいくつかの他機関と連携し、障がいのある学生の修学支援や学生サポーターの養成、障がい者支援の理解・普及等にあたっている。その主なものは次のとおりである。

## (1) 就職支援機関との連携

本学における障がい学生の就職支援・進路指導については、学内のキャリアセンターの協力を得ながら、主として相談担当の専任教員が、他の修学相談・支援とあわせて行っている。

キャリアセンターでは、一般枠での就労に向けた個別進路相談、キャリア・職業ガイダンスの受講、インターンシップ受け入れ企業の開拓、地元受入企業の開拓などの面において、連携しながら協力を得ている。

障がい学生支援室（主として専任教員）では、障がいの診断があり、状況的に障がい者枠での就労を検討しなければならないと判断される学生については、入学後の早い段階から、本人とその保護者に対して、全国的な障がい者の就職状況の説明を行うとともに、障がい者手帳の取得についての可能性を検討してもらうようにしている。本人及び保護者は、入学後1～2年間の考慮期間をかけて判断し、必要と判断された場合には、3回生の段階で診断書の取得等の手続きをはじめめる。

障がい者手帳の申請手続きに着手した学生については、島根障害者職業センターに職業評価を依頼するとともに、その評価結果をハローワーク松江の障がい担当職業指導官と共有し、ハローワーク松江を利用した就職活動を開始する。

ハローワーク松江では、島根県近郊の求人情報を紹介するだけでなく、出身地元への就職を希望する学生については、出身地のハローワークと情報共有し、就労支援をサポートしていく。

また、障がい者手帳を取得した学生の多くは、並行して、全国的な就職情報誌等を通じた民間の障がい者就労斡旋会社にも登録し、独自の就職活動も行っている。

なお、障がい学生の多くは、こうした障がい者枠での就職活動だけでなく、一般の新規卒業枠での就職にもチャレンジしており、そうした学生は3回生時より本学のキャリアセンターが主催する就職ガイダンスに登録・参加したり、学生生協や民間の専門学校が開催する公務員講座などに通ったりもしている。

そうした反面、就職活動に精力を向けることができず、単位を取得し卒業を確定させるのが精一杯の学生も多く、そのような学生には、卒業後の就職活動に備え、地元の障害者職業センターやハローワーク、発達障がい者支援センター、民間の職業斡旋会社などを紹介している。

また、卒業もしくは就職後、継続して相談を希望する学生に対しても、引き続き、後指導として、継続した相談を受け付けている。

## (2) 島根県・松江市社会福祉協議会との連携

本学は、平成26年7月2日、島根県社会福祉協議会と連携協力に関する協定を締結しており、それを受け、平成27年度に開講した科目「ボランティアと障がい者支援」へもゲストスピーカーを派

遣してもらっている。

加えて、松江市社会福祉協議会についても、同講義の見学・体験学習に協力をいただいております、同協議会のボランティアセンターの見学、車いす介助体験を実施している。

また、障がい学生支援室からは、島根県社会福祉協議会の開講する「島根県放課後児童支援員認定資格研修」に対して、平成28年度より専任教員を講師（分担領域担当）として派遣している。

#### <連携実績>

- ・授業科目(前期)「ボランティアと障がい者支援」  
平成27年度 ゲストスピーカーの派遣（県社協より）  
4/23・4/30・5/7・5/14・5/21 5回  
松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）  
5/30 1回  
平成28年度 ゲストスピーカーの派遣（県社協より）  
4/21・4/28・5/12・5/19・5/26 5回  
松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）  
5/30 1回
- ・島根県社会福祉協議会「島根県放課後児童支援員認定資格研修」  
講師派遣（障がい学生支援室より）  
平成28年度  
9/20（松江市）・10/16（益田市）・11/1（出雲市） 3回

### (3) 島根県教育委員会及び島根県立特別支援学校との連携

島根県教育委員会の承諾のもと、松江市内にある島根県立盲学校、島根県立松江ろう学校、島根県立松江清心養護学校、島根県立松江養護学校の4校から、社会福祉協議会と同様に、平成27年度に開講した科目「ボランティアと障がい者支援」へゲストスピーカーとしてコーディネーター等の経験豊富な教諭を派遣してもらっている。

また、障がい学生支援室からは、平成27年度より島根県教育委員会の開講する免許法認定講習の講師を派遣したり、松江市内5校の特別支援学校で構成している「五輪ネット（松江市内特別支援学校教育相談等担当者連絡会）」の大学見学を受け入れたり、同会主催の研修会に講師を派遣するなどしている。

#### <連携実績>

- ・授業科目（前期）「ボランティアと障がい者支援」  
平成27年度 ゲストスピーカーの派遣（各校より）  
6/11・6/18・6/25・7/2 4回  
平成28年度 ゲストスピーカーの派遣（各校より）  
6/16・6/23・6/30・7/9 4回
- ・「五輪ネット」島根大学視察及び研修会  
平成28年度 視察案内及び講師（障がい学生支援室より）  
9/27（学内） 1回

#### (4) 国立大学法人広島大学「アクセシビリティセンター」との連携

広島大学を中心として中国ブロックの大学等で構成されているUE-Net (Universal Design Education) に、平成28年11月より参画し、障がい学生支援に関する情報収集やリソースの共有化を図っている。

UE-Netの事業内容は次のとおりである。

- ①アクセシビリティ・リソースの共有化 (ノウハウ・人材・教材・支援機器・支援技術)
- ②アクセシビリティ・リソースの開発・育成 (支援技術・支援方法・教材・データ)
- ③研究事業 (研究会、研究誌、学会、実証実験)
- ④人材交流の活性化
- ⑤教育アクセシビリティの標準化

#### (5) 島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」との連携

平成28年度には、障がい学生の社会的スキルの向上をめざし、島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」と覚書を締結し、相談員を派遣してもらい、研修会「Wish ★Café」を、事前説明会を含めて計5回開催した。受講対象学生は、発達障がい学生3名であった。

- ①事前説明会 8月9日 (火)
- ②第1回講習会 10月31日 (月)
- ③第2回講習会 11月29日 (火)
- ④第3回講習会 12月19日 (月)
- ⑤第4回講習会 1月11日 (水)

# 12. 平成28年度会議等開催状況

## (1) 障がい学生支援室の運営等に関するもの

平成28年 5月9日 障がい学生支援室運営会議  
平成29年 2月22日 //

## (2) 入試受験相談に関するもの

平成28年 4月28日 総合理工学部と入試に関する配慮事項の検討会  
8月2日 法文学部 //

10月12日 人間科学部 //

10月25日 教育学部 //

11月2日 人間科学部 //

12月14日 法文学部 //

平成29年 1月16日 人間科学部、法文学部 //

1月17日 法文学部 //

1月23日 総合理工学部 //

1月26日 総合理工学部、人間科学部 //

## (3) 修学支援に関するもの

平成28年 4月12日 総合理工学部と修学支援に関する検討会  
4月22日 生物資源科学部 //

4月28日 総合理工学部 //

5月10日 生物資源科学部 //

7月12日 教育学部 //

9月13日 法文学部 //

9月28日 生物資源科学部 //

10月13日 総合理工学部 //

平成29年 2月3日 法文学部 //

3月15日 生物資源科学部 //

3月21日 法文学部 //

## (4) 障がい学生修学支援委員会

平成28年 8月31日 受験相談に関する配慮事項の協議・決定  
平成29年 1月20日 //

## (5) その他

平成29年 3月2日 新入生（人間科学部）に係る高校との引き継ぎ会  
3月16日 新入生（人間科学部）に係る本人・保護者・高校との面談会

## 13.

## 平成28年度主な活動歴

	活動概要	備考
4月	新入生・保護者面談* 開室式 前期講義 授業配慮事前依頼文の作成 前期講義 授業配慮依頼文の送付	*入試配慮を実施した新入生対象
5月	第1回障がい学生支援室運営会議 ランチミーティング	
6月		
7月	入試説明会対応 ランチミーティング 視察見学（市内3高校）	
8月	オープンキャンパス対応 Wish ★Café事前説明会 第1回障がい学生修学支援委員会	
9月	後期講義 授業配慮事前依頼文の作成	
10月	後期講義 授業配慮依頼文の送付 ランチミーティング 第1回Wish ★Café 大学見学（高校生）	
11月	学生サポーター養成講習会（2回） ランチミーティング 第2回Wish ★Café	
12月	総務省行政評価局地域計画調査 ランチミーティング 第3回Wish ★Café	
1月	ランチミーティング 第4回Wish ★Café 大学見学（特別支援学校生徒・教員）	
2月	第2回障がい学生支援室運営会議	
3月	入学準備打ち合わせ会（各学部等） テクニカルスキルアップ講習会（附属病院）	

※ 修学支援申請に係る業務及び入試事前相談への対応協議については、年間を通じて実施している。

## 14.

## 支援機器等一覧

機器等名	整備時期	台数	主として使用する障害の種別	用途、使用方法等	備考
車イス用机	平成23年度	30	肢体不自由	・車イスの学生が授業等を受ける際に使用する。	法文学部、生物資源科学部、教養1・2号館に配置
車イス	//	4	肢体不自由	・肢体不自由者が学内を移動する際に使用する。	法文学部1、保健管理センター1、体育館2 ※学生センターに2階への車椅子昇降機を設置
自己導尿用台座	//	1	肢体不自由	・導尿するために使用する	
携帯筆談器	//	1	聴覚障害	・聴覚障がいのある学生が、筆談を行う際使用する。	障がい学生支援室
ノートテイク用PC	//	2	聴覚障害	・パソコンテイクに使用する。	障がい学生支援室
発達障害者用ネットワークカメラ	//	1	発達障害	・授業に出席できない学生が、授業をネットワークカメラで撮影したものを別室で視聴する。	障がい学生支援室
ドキュメントトーカー	//	1	聴覚・言語障害	・音声読み上げ等に使用する。	障がい学生支援室
休憩用ベッド	//	2	各種障がい	・障がいのある学生の休憩 ・受験生の休憩	教養1・2号館
FM補聴機器	平成26年度	1	視覚障害、聴覚障害	・授業の際、使用する。 ・FM補聴システム一式（マイク、受信器）	障がい学生支援室
ビデオ視聴機器	平成28年度	1	発達障害等	・授業に出席できない学生が、授業をビデオ撮影したものを支援室で視聴する。	障がい学生支援室
休憩用ベッド	//	2	肢体不自由		人間科学部休憩室
診察台	//	2	肢体不自由		人間科学部休憩室

※ 本表は、島根大学における障がい学生の学習機会への参加を保障・確保するための支援機器等の整備状況について記載したものである。(消耗品を除く。)





# | 参 | 考 | 资 | 料 |

## 島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

平成28年6月22日

国立大学法人 島根大学長

国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の基本理念に則り、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、その能力と特性を持つ障がいのある学生（以下、「障がいのある学生」という。）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うこととし、以下の基本方針を定める。

### （機会の確保）

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

### （情報公開）

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

### （決定過程）

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、障がい学生支援室と関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

### （教育方法等）

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

### （支援体制）

障がい学生支援室が関係部局と連携しながら全学的な支援体制のもとに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

### （環境整備）

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

### （実施体制）

学生の修学に関わるすべての組織は、障がい学生支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。

## 国立大学法人島根大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する規則

(平成28年島大規則第83号)

(平成28年3月22日制定)

[平成29年3月21日一部改正]

### (目的)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法7条に規定する事項に関し、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）の職員等が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、本学における教育及び研究その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてをいい、障害者手帳の所持者に限られない。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 合理的配慮 障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 四 職員等 国立大学法人島根大学役員規則（平成16年島大規則第4号）第2条、国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条に規定する本学の役員、職員及び本学に派遣されている派遣労働者並びにその他本学において教育、研究を行う者をいう。
- 五 部局等 各学部（総合理工学部を除く。）、教育学研究科、総合理工学研究科、法務研究科、医学部附属病院、教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、各機構、大学戦略企画室、評価室、研究推進室、広報戦略室、男女共同参画推進室、ハラズメント対策室、インスティテューショナル・リサーチ室、地域未来戦略センター、山陰法実務教育研究センター、こころとそだちの相談センター、監査室、企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部をいう。
- 六 部局等の長 前号の部局等の長をいう。ただし、企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部にあっては担当理事又は担当副学長をいう。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員等は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うにあたり、障がいを理

由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員等は、前項にあたり、別に定める留意事項に留意するものとする。

#### **(合理的配慮の提供)**

第4条 職員等は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うにあたり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮の提供をしなければならない。

2 職員等は、前項にあたり、別に定める留意事項に留意するものとする。

#### **(障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制)**

第5条 本学における障がいを理由とする差別の解消の推進（以下「障がい者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

一 最高管理責任者 学長をもって充て、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障がいのある入学希望者や学内の障がいのある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障がい者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。

二 総括監督責任者 学長が指名する理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、職員等に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障がい者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

三 監督責任者 部局等の長をもって充て、当該部局等における障がい者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局等における監督者を指名し、当該部局等における障がい者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。

四 監督者 部局等ごとに監督責任者が指名する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

#### **(監督者の責務)**

第6条 監督者は、第3条及び第4条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

一 日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、監督する職員等の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障がい者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### **(相談体制の整備)**

第7条 障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談等に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- 一 総務部総務課
  - 二 教育・学生支援機構障がい学生支援室
  - 三 教育・学生支援機構保健管理センター松江及び出雲
  - 四 所属学部及び所属研究科
  - 五 教育学部附属幼稚園
  - 六 教育学部附属小学校
  - 七 教育学部附属中学校
  - 八 その他学長が指定する場所
- 2 相談等を受ける場合は障がい者の性別、年齢及び障がいの状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
  - 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
  - 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

#### **(紛争の防止等のための体制の整備)**

第8条 障がいを理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、別に定めるものとする。

#### **(研修・啓発)**

第9条 本学は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員等に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに職員等となった者に対して、障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった職員等に対して、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他職員等に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル（教職員のための障害学生修学支援ガイド（独立行政法人日本学生支援機構作成））等による、意識の啓発

#### **(懲戒処分等)**

第10条 職員等が、障がい者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）、国立大学法人島根大学契約職員就業規則（平成16年島大規則第34号）又は国立大学法人島根大学病院診療職員就業規則（平成20年島大規則第86号）の定めるところにより、懲戒処分を課すことがある。

- 2 懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要がある時は、訓告、厳重注意又は注意を行う。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 国立大学法人島根大学における障がい者を理由とする 差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項

(平成28年3月22日学長決裁)

国立大学法人島根大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大規則第83号。以下「規則」という。）第3条及び第4条にいう留意事項は、以下のとおりとする。なお、部局等の長は、必要があると認めるときは別に定めることができるものとする。

### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、教育・研究その他国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）が行う活動全般について機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

なお、本留意事項中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

### 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。本学においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び本学の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員等は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。

### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当

な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

#### (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障がいを理由に受験を拒否すること。
- 障がいを理由に入学を拒否すること。
- 障がいを理由に授業受講を拒否すること。
- 障がいを理由に研究指導を拒否すること。
- 障がいを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障がいを理由に事務窓口等での対応を拒否または順序を劣後させること。
- 障がいを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障がいを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障がいを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障がい学生等の意思表明を支援する際の授業担当教員、支援担当者による過度な干渉やハラスメント（苦痛を与えるような行為）を行うこと。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、本学の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意

する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 本学がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者等に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

- 費用負担の程度

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

### (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すなどすること。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障がいの特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- 災害や事故が発生した際、校内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を活用するなど、分かりやすく案内し誘導を図ること。
- 積雪時に車椅子利用者や移動に困難のある学生等の教室間移動を円滑にするため、移動ルートを除雪すること。

### (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるように、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。

- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

#### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がいの特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字等の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障がいのある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることに難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

## 島根大学障がい学生修学支援委員会要項

(平成25年11月15日学長決裁)

[平成28年 3月30日一部改正]

[平成28年 6月24日一部改正]

[平成29年 3月27日一部改正]

### (趣 旨)

第1条 この要項は、島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項（平成22年9月15日学長決裁）第4条第2項の規定に基づき、島根大学障がい学生修学支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 障がいのある学生の修学及び学生生活等の支援計画の策定に関すること。
- 二 障がいのある学生の入学前相談に関すること。
- 三 障がいのある学生の修学及び学生生活に関すること。
- 四 障がいのある学生の修学及び学生生活に係る施設・設備の整備に関すること。
- 五 その他障がいのある学生の支援に関し必要と認める事項

### (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育・学生支援担当）
  - 二 教育・学生支援機構学生支援センター長
  - 三 障がいのある学生が志望又は所属する学部・研究科の長
  - 四 教育・学生支援機構教育推進センター長
  - 五 教育・学生支援機構アドミッションセンター長
  - 六 教育・学生支援機構障がい学生支援室長
  - 七 教育・学生支援機構保健管理センターに配置する専任教員のうち医師である者1名
  - 八 教育・学生支援機構障がい学生支援室専任教員
  - 九 教育・学生支援部長
  - 十 教育・学生支援部教育・入試企画課長
  - 十一 教育・学生支援部学務課長
  - 十二 教育・学生支援部学生支援課長
  - 十三 その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長は、副学長（教育・学生支援担当）をもって充てる。
  - 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

### (会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

**(専門部会)**

第5条 委員会に、特定の事項について専門的に調査・整理するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

**(事務)**

第6条 委員会に関する事務は、関係する各部・課及び各事務部の協力を得て教育・学生支援部学生支援課において処理する。

**(雑則)**

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この要項は、平成25年11月15日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

## 島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室規則

(平成28年島大規則第17号)

(平成28年3月15日制定)

[平成29年3月21日一部改正]

### (趣 旨)

第1条 この規則は、島根大学教育・学生支援機構規則（平成25年島大規則第15号。以下「機構規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 支援室は、島根大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生の修学に必要な支援を行うとともに、本学における障がいのある学生への支援の充実を図ることを目的とする。

### (定 義)

第3条 この規則において「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、これらの障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

### (業 務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 障がいのある学生への支援体制の企画立案及びその実施に関すること。
- 二 障がいのある学生の入学・修学支援に関すること。
- 三 障がいのある学生への支援者養成に関すること。
- 四 その他支援室の目的を達成するために必要な業務。

### (組 織)

第5条 支援室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 室長
  - 二 機構規則第7条第1項の規定に基づき、支援室に配置する専任教員
  - 三 室員
  - 四 その他必要な職員
- 2 支援室に必要なに応じて兼任教員を置くことができる。
  - 3 兼任教員について必要な事項は、機構規則第8条第1項に規定する島根大学教育・学生支援機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）において定める。

### (室 長)

第6条 室長の選考は、管理委員会の議を経て、島根大学教育・学生支援機構長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、支援室の業務を掌理する。

**(室 員)**

第7条 室員は、機構規則第7条第1項の規定に基づき他のセンター等に所属している専任教員から、島根大学教育・学生支援機構長が必要に応じて兼務させる。

**(事 務)**

第8条 支援室の事務は、教育・学生支援部学生支援課において処理する。

**(雑 則)**

第9条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**総務省中国四国管区行政評価局**  
**「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」**

平成28年11月～29年3月に中国四国管区行政評価局による「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」が実施された。

この調査は、国立大学等における障害のある学生に対する修学支援の実施状況を調査し、関係行政の改善に資することを目的として中国地区の国立大学6校、国立高等工業専門学校6校に対して実施されたもので、島根大学では、平成28年12月1日13：30～17：00まで調査が行われた。

調査の結果では、平成29年3月15日以下の4事項について、さらに推進・充実を図る必要があるとされ、必要な改善措置が求められた。なお、島根大学については、具体的な記載は省略するが、1. 大学等間における連携の推進、3. 施設のバリアフリー化の一層の推進、4. 情報提供の充実についての3点について改善措置が求められた。

課題及び所見	改善措置状況
<p><b>1. 大学等間における連携の推進</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>障害学生の支援組織、支援機器、支援に関わる人材（スタッフ）、支援ノウハウの蓄積に不安があるなど、個々の大学等の資源（リソース）のみでは十分な対応が困難。（全校）</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>障害学生支援のニーズに的確に応えるため、個々の大学等における支援体制の整備・強化に努めるとともに、例えば、UE-Netなどの障害学生支援のための大学等間のネットワークを活用し、人的・物的資源、支援ノウハウの不足分を相互に補う仕組み・環境づくりに取り組むこと。</p>	<p>○各大学等のおかれている、支援組織、支援機器、支援に関わる人材（スタッフ）、支援ノウハウに係る資源（リソース）不足に対応するため、大学等間における連携の推進を図っている（全校）</p> <p>（例）</p> <p>○5大学（鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学）は、UE-Netに加入し、大学等間における連携の強化を図っている。UE-Netには、平成29年8月現在、7大学（国立5、私立2）、1企業、1行政機関（東広島市）、1専門機関（広島県立視覚障害者情報センター）が参画している。UE-Netの事務局である広島大学は、リソースシェアリングに向けて次の取組を行っている</p> <p>①大学間における授業の遠隔実証実験…平成29年7月24日、鳥取大学、広島大学、山口大学で実施。平成29年9月27日～29日、鳥取大学、広島大学、広島文教女子大学、山口大学で実施（予定）</p> <p>②平成29年9月からUE-Net会員向けに情報共有データベース（教材、支援技術、支援事例）を稼働</p>

- ③教材「アクセシビリティ支援の手引き」を共同利用…平成29年9月から広島大学、山口大学間で実施。教育機関が独自に作成した支援者育成のための教材（手引き）を共有することで、個別の大学の負担を軽減するとともに、支援者の質の標準化を図ることが狙い
- ④UE-Net会員を対象とする年1回の総会・研究会、年3回の運営会議の開催
- 鳥取大学は、鳥取県内の高等教育機関（鳥取大学、米子工業高等専門学校、鳥取環境大学、鳥取短期大学、鳥取看護大学）の参加による「鳥取県内高等教育機関学生支援ネットワーク」を平成29年2月に発足し、県内高等教育機関による連携の強化を進めている。鳥取大学は、平成29年10月以降、同ネットワークの総会を開催し、大学等間における情報共有を図るとともに、今後の連携の進め方について協議して行く予定
- 岡山県内では、大学コンソーシアム岡山において、県内大学等間における障害学生支援組織として岡山障がい学生支援委員会が設置されている。同委員会は、平成29年5月、県内大学等間の障害学生支援情報を共有することを目的として「学生支援における情報共有専用サイト」（会員限定サイト）を開設した。岡山大学は、このサイト情報として、同校の障害学生支援に係る諸情報（授業配慮や情報保証の例、保有する機器、施設・設備など）を提供した。同大学は、今後、これらの情報に基づく他大学からの人的・物的資源、支援ノウハウの不足分を補完するための協力要請があれば、可能な範囲で協力、対応していく予定
- 松江高専は、島根大学、島根県立大学が参加する島根学生相談研究会に参加しており、障害学生支援に係る最新情報や過去の事例等の共有を図っている。同高専は、今年度より、①学生相談に関わる多くの教職員が研究会に参加できるようにする、及び、②

	<p>参加できなかった相談員のための学内連絡会を開催することにより、情報共有を徹底</p> <p>また、同高専は、中国地区8高専で構成する学生相談室連絡協議会による情報共有に係る連携として、特別支援が必要な学生の支援計画の立案や支援ノウハウについて、テレビ会議システムを活用して相談する方法を試行中</p>
<p><b>2 教職員、学生に対する意識啓発の推進</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>障害者差別解消法の施行後も、教職員の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていないものが1校(高専)あり。</p> <p>学生の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていないものが4校(高専)あり。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>教職員及び学生に対する修学支援に関する理解促進・意識啓発を図ること。</p>	<p>○教職員の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための取組として、教務主事から学級担任予定者に対し発達障害学生への対応方法について周知、全教職員を対象とするAED講習会の開催、カウンセラーによる障害学生支援に関する講話などを実施(1校(高専))</p> <p>○学生の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための取組として、AED講習会の開催(1校(高専))、教職員・学生向けの学校だよりに支援内容、相談窓口を掲載し周知1校(高専)、今後、ロングホームルーム、セミナー開催等により理解促進等を図る予定(3校(高専))</p>
<p><b>3. 施設のバリアフリー化の一層の推進</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>①主要施設については、おおむねバリアフリー化が進んでいる状況にあるが、スロープがないなどにより、車いすでの移動が困難な施設等、バリアフリー化が不十分な施設が一部あり。(全校)</p> <p>②バリアフリーマップや構内案内図に関して、表示が実際と異なるもの、身体障害者用トイレを表示するなどして充実が望ましいものあり。(4大学)</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>①バリアフリー化が不十分な施設について、身体障害のある学生の在籍状況や学生からの要望の有無等も踏まえて、優先順位を付けつつ、解消を進めていくこと。</p>	<p>①主要施設のバリアフリー化に向けて、自動ドア及びスロープの設置、歩道の段差解消、階段への手摺の設置などの措置を行ったもの(6校(4大学、2高専))、また、今後、計画的に整備等を行う予定(5校(1大学、4高専))</p> <p>②バリアフリーマップ等について、実際のバリアフリー施設の配置状況と整合させるなど、表示の修正・追加により充実を図った(4大学)</p>

<p>②バリアフリーマップや構内案内図について、実際のバリアフリー施設の配置状況と整合させるとともに、障害学生等にとって利用価値が高まるよう内容の充実</p>	
<p><b>4. 情報提供の充実</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>①学生募集要項において、入学試験上の支援に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定する表現を用いているものが6校（1大学5高専）あり。</p> <p>②施設におけるバリアフリー化の状況、支援内容・支援体制、障害学生の受入実績等について網羅的に情報提供している学校は皆無。</p> <p>③支援専用ウェブサイト을設けているものの、大学ウェブサイトのトップページから支援専用ウェブサイトへ円滑にたどり着くことが困難と思われるものが3校（大学）あり。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>①入学試験上の支援に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定するものと誤解されないよう学生募集要項の表現内容を改めること。</p> <p>②情報提供の項目、方法を一層充実させることについて検討すること。</p> <p>③ホームページ上の障害学生支援に関する情報に円滑にアクセスすることができるよう、構造等について見直すこと。</p>	<p>①学生募集要項において、受験上の配慮に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定するような表現内容を改めた（5校（1大学4高専））、平成31年度以降の学生募集要項において改める予定（1校（高専））</p> <p>②ホームページ等による支援内容・支援体制等に関する情報提供の項目、方法の充実化を実施、又は実施を予定（全校） （情報提供を追加した例）</p> <p>○ホームページに受験上の配慮の例を掲載（4校（3大学、1高専））</p> <p>○ホームページに修学上の支援の実施例を掲載（1校（高専））</p> <p>○修学上の支援を必要とする学生の相談窓口を紹介（1校（高専））</p> <p>○教職員向けリーフレット及びバリアフリーマップを作成しホームページに公開（1校（大学））</p> <p>③「障害学生支援」等のキーワードを用いて、大学ウェブサイトのトップページから支援専用ウェブサイトへ円滑にアクセスできるよう構造等を見直し（3校（大学））</p>

出典：2017年9月28日総務省中国四国管区行政評価局公表資料

**平成28年度 島根大学障がい学生支援室年報**  
**第1号**

発行日 平成29年10月  
編集・発行 島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室  
連絡先 〒690-8504 島根県松江市西川津町1,060  
TEL : 0852-32-9770  
ホームページ <http://www.disability.shimane-u.ac.jp/>  
印刷 有限会社 木次印刷

